

少年院における教育および支援について

3年 210945 白谷 優旺

- 1 はじめに
- 2 現在少年院で行われている矯正教育の概要
- 3 少年事件の再犯率
- 4 健全育成や再犯防止にむけて少年院の課題点
- 5 課題点に対する改善案
- 6 最後に

1 はじめに

少年法第一条には「少年の健全育成」がその理念として明記されている。また、少年の非行を防止するうえでは再犯防止の観点についても重要である。私は今授業を受講したこと、そして多摩少年院と愛好女子学院を見学したことを通して、それらについて理解し、少年院における教育および支援方法について特に関心を持った。その具体的な方法について調べていくと、少年の健全育成、再犯防止の達成のためには改善すべき点があると考えられたため、本レポートで検討していく。

2 現在少年院で行われている矯正教育の概要

現在少年院で行われている矯正教育には主に5つ種類がある。

一つ目が、生活指導である。少年院では、善良な社会の一員として自立した生活を営むための基礎となる、知識及び生活態度を習得させるために必要な生活指導を、在院者に対して行っている。具体的には、基本的な生活習慣、適切な対人関係の持ち方、情緒等の問題の変容を支援することを目的とした指導等がある。また、在院者の抱える特定の事情の改善に資するために、①被害者の視点を取り入れた教育、②薬物非行防止指導、③性非行防止指導、④暴力防止指導、⑤家族関係指導、⑥交友関係指導の六種類の特定生活指導も実施されている。

二つ目が、職業指導である。勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させるために行われている。そのうち職業生活設計指導では、ビジネスマナーなどの必要な基礎知識の習得、ワードやエクセルなどのパソコン操作能力の習得を、その他には溶接や情報処理、フォークリフト運転といった資格・免許取得に向けて指導を行っている。

三つ目が、教科指導である。義務教育未終了等の在院者に対しては、小学校又は中学校の学習指導要領に準拠した教科指導を行う。そのほか、高等学校への編入、復学等のために高度な学力を身に付けることが必要な者に対しては、その学力に応じた教科指導を行うことができる。また、高等学校を中退しているなどのために大学や専門学校等の受験資格がない在院者は、高等学校卒業程度認定試験を受験することが可能である。

四つ目が、体育指導である。各種スポーツ、ダンスなどを通じて、健全な身体の発達を促し、運動能力や健康で安全な生活を営む能力を育成することを目的とした指導を行っている。また、日常生活に必要な体力や技能を高めることのみならず、順法の精神や協調性を育むこともその目的である。

五つ目が、特別活動指導である。クラブ活動や社会貢献活動を通じて在院者の情操を豊かにし、自主、自律及び協同の精神を養うことを目的としている。具体的には、クラブ活動や行事、社会貢献活動に、文学、美術、音楽などの鑑賞や創作活動を通じて、美的及び道徳的な情操のかん養並びに生命尊重に資することを目的とした情操的活動が挙げられる。¹

3 少年非行の再犯率

次に、少年非行の実際の再犯率²に関して見ていく。

道路交通法違反を除く非行により検挙（補導）されたことがあり、再び検挙された少年を表す、再非行少年の人員数²。また、少年の刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員の比率を表す、再非行少年率²の過去 20 年間の推移をそれぞれ見ていく。再非行少年の人員は、平成 9 年から増加傾向にあったが、16 年以降は毎年減少しており、15 年では 14 万人超えだったが令和 3 年では 4,999 人となっている。それに対して、再非行少年率は 10 年から 28 年まで上昇し続けた後、29 年以降は低下傾向にあり、令和 3 年は 33.7% である。しかしながら、その低下は前年比 1.0pt 低下と緩やかなもので横ばいとなっている。人員数は減少したが、依然として非行少年の 3 人に 1 人は再非行している結果となった。

さらに、各年の少年院出院者人員のうち、一定の期間内に、新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員の比率を指す、再入院率³。各年の少年院出院者人員のうち、一定の期間内に、新たな少年院送致の決定により再入院した者と初入者として刑事施設に入所した者の合計人員の比率を指す、再入院・刑事施設入所率³について見ていく。平成 29 年の

¹ 令和 3 年版 犯罪白書 第 3 編/第 2 章/第 4 節/3

< https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/68/nfm/n68_2_3_2_4_3.html > (1 月 20 日閲覧)

² 令和 4 年度版 犯罪白書 第 5 編/第 2 章/第 5 節/1

< <https://www.moj.go.jp/content/001387346.pdf> > (1 月 20 日閲覧)

³ 令和 4 年度版 犯罪白書 第 5 編/第 2 章/第 5 節/3

< <https://www.moj.go.jp/content/001387346.pdf> > (1 月 20 日)

少年院出院者について、令和3年までの各年における再入院率を見てみると、再入院率は、2年以内では9.9%、5年以内では13.7%であり、5年以内に再入院した者のうち、約7割の者が2年以内に再入院している。この数値は出院した後一定期間経過していることから、20歳に達する者が多くなり、そのような者が再非行に及んだ場合に、刑事処分の対象となり再入院とならない場合もある。そのことを踏まえ再入院・刑事施設入所率を見ると、2年以内では10.8%であるが、その後も上昇しており、5年以内では21.7%となっている。一定程度の再犯防止の有効性は見込めるが、さらなる防止策を講じる必要性があることが伺える。

4 健全育成や再犯防止にむけて少年院の課題点

少年非行や事件の要因として、金銭状況を主とした荒れた家庭環境や交友関係、対人スキルコミュニケーションの問題に行動の衝動性等が考えられる。再犯を防止するために少年院の教育・支援方法についてどのような新しい方法を用いて、これらにアプローチをかけていくことができるだろうか。もちろん、家庭の金銭状況を変えるようなことは少年院の管轄外であり、取り組みには限界がある。そのうえで私は、職業指導のさらなる充実化、発達障害の在院者に対する指導、支援といった点に焦点を絞り論じていく。

社会の自立した一員として生活するために進学する者以外は当然、経済活動が必要になり、自身の環境を変えるうえでも重要である。また、近年発達障害について話題になることが多く、その数も一般の学校において特別支援学級に在籍する児童生徒数⁴が、2011年の28.5万人に対して、2021年は約2倍の53.9万人に増えていることや、その中でも、一部の発達障害が含まれる「自閉症・情緒障害」の児童生徒数⁴は、約166,300人まで上っている。少年院においても、愛知少年院のように三人に一人の割合で発達障害者である少年院も存在する⁵。発達障害と非行の関係については、発達障害のある人が、その特性を幼児期に見つけてもらえず、虐待やいじめを受けた経験から非行に走りやすくなると考えられる⁶⁷ため、その関係は密接であると判断できる。

⁴ 文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課 特別支援教育の充実について

< <https://www.mhlw.go.jp/content/000912090.pdf> > (1月21日閲覧)

⁵ メーテレ 2023年10月4日 「3人に1人が発達障害…愛知少年院の矯正教育とは特性を踏まえた指導で、大学レベルの数学を解く少年も」

< <https://www.nagoyatv.com/news/?id=021026> > (1月21日閲覧)

⁶ NHK 福祉情報サイト ハートネット 2018年03月30日「発達障害と向き合う少年院」

< <https://www.nhk.or.jp/heart-net/article/3/> > (1月21日閲覧)

⁷ 科学警察研究所犯罪行動科学部 令和3年8月25日 「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議(第3回)ヒアリングシート 近年の少年非行」 (1月21日閲覧)

ある出院者の方は、在院者は情報弱者であり、資格を取得するべきであると言われれば取得する者は多い。しかしながら、自らがやりたいことを見つけられていないことから、資格、免許を無駄にしてしまう、特定の業種について学んでもその知識を活用することができなくなってしまうこともあると話されている⁸。また、現在就労支援として少年院とハローワークが連携をとり、職のあっせんとして「刑務所出所者等専用求人」⁹のような取り組みを行っているが、より適性にあった職に効率よくマッチングするためには他の方法も必要ではないかと考える。

発達障害がある少年院の在院生の支援を強化するため、2016年に策定した職員向けの処遇ガイドラインを法務省が来年度にも改定する方針を固めるといった動きから、その対応を充実化させてきている¹⁰。しかしながら、一人ひとり特性が違うことや、発達障害者支援法で個別的指導計画の作成が義務付けられているが、少年院の職務において十分な指導計画の作成は難しいのではないかと考えられる。

これらを踏まえて私は、職業指導・就労支援に関しては、その個別具体的な指導だけでは不十分である、またハローワークとの連携を強化すべき。発達障害の在院者に対する支援法については、課題レベルを設定した教育を行っても、個々の特性が違うことから、一人ひとりに合わせた指導をより個別的に行うべきであることが、課題点であると考え。そして、以上の課題に対して、発達障害を有する在院者の支援に特化した少年院の設立、受け入れ体制の整えられた少年院の確立、ハーフウェイ・ハウスの制度導入が考えられるのではないかと考える。

5 課題点に対する改善案

前章の最後で取り上げたように、職業指導・支援と発達障害者への指導・支援の課題点に

< https://www.mext.go.jp/content/20210824-mxt_jidou02-000017487_002-1.pdf>

⁸ 特定非営利活動法人新公益連盟 少年院分科会 2020年7月

「少年院出院後の生活状況調査」

< <https://www.shinkoren.or.jp/shinkoren/wp-content/uploads/2020/09/%E5%B0%91%E5%B9%B4%E9%99%A2%E5%87%BA%E9%99%A2%E5%BE%8C%E3%81%AE%E7%94%9F%E6%B4%BB%E7%8A%B6%E6%B3%81%E8%AA%BF%E6%9F%BBv2-1.pdf>>(1月21日閲覧)

⁹ 厚生労働省 「刑務所出所者等の雇用について」

< https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14830.html>(1月21日閲覧)

¹⁰ 共同通信 2023年9月17日 少年院の発達障害支援を強化 法務省、処遇指針改定へ

< <https://nordot.app/1076036916738982628>>(1月21日閲覧)

対する改善案について述べていく。

まずは職業指導・支援についてである。現在行われている ICT 技術科、総合建築科、製品企画科に振り分けられた指導や、資格取得の前段階として、キャリアプランニングややりたいことを見つけてあげられるような支援法が必要であると判断する。考えられる具体的な取り組みとして、就労支援専門官の増員、職務内容の拡大である。

2019 年度から就労支援を推進する目的として刑事施設、少年院において就労支援専門官が設置され始めた。しかし、次年度の 2020 年度では、全国 48 庁(当時の少年院の数)ある少年院のなかで 2 庁ほどしか設置されていなかった¹¹。それ以降 4 年間の設置数については具体的な数値を知ることができなかったが、設置し始めた次の年度において 2 庁であることから、まだまだ増員が必要であることが窺い知れる。また、法務省は 2006 年度からキャリアコンサルティング等の専門性を有する非常勤職員である就労支援スタッフを配置しており、2020 年(令和 2 年)4 月では、刑事施設 376 庁、少年院 43 庁に配置されている。¹¹しかし、あくまで非常勤講師であり、日ごろの在院者の生活状況について知り得ないことから、常勤としてその者の特性を深く理解している就労支援専門官の設置が重要であると考え

る。

前章で述べたように、少年院とハローワークが連携をとり「受刑者等専用求人」という形をとっている。この取り組みも、職のあっせんとして有効的である。しかしながら、この制度が導入された 2006 年とは媒体の数が違い、現代に則した方法を検討するべきではないか。私は、ネットで法務省や矯正局の運営のもと、在院者の受け入れ態勢が整っている企業の情報と、在院者自身との必要最低限の情報とが掲載されているサイトを運営する手法が有効的ではないかと考える。ハローワークでの求人では、その情報の量に限界があり、エリア的にも狭いものになってしまう。そこで、全国の企業の情報を一度に閲覧することができれば、就労の選択肢を増やすことができる。また、常々再犯防止について検討していくにあたり、環境を変えるためには、遠方に行かなければ交友関係を変えることができない場合もあると私は考えていた。このような形をとることで、出院後の環境を大きく変えることができ、再犯をより防ぐことができると予測する。もちろん企業側についてもより多くの者の情報を広範囲から集めることができる。このことから、在院者と企業とのマッチング率も高まる。その際に、記載する情報ややりとりを双方行っていくなかで伝えるべき事項として、在院者の特性、生活状況が重要となる。常勤の就労支援専門官がいることで、在院者の性格、態度を伝え、やりとりを円滑に進めていくことが可能となる。その意味で、就労支援専門官の増員及び職務内容の拡大が必要である。この制度を導入するにあたり、個人情報の取り扱いが問題となるが、名前を秘匿にすることや法務省、矯正局を運営とし、求人側は情報閲覧のために登録制とすることで問題は克服されると考える。

¹¹ 法務省 再犯防止推進白書 第 2 章/第 1 節/1/(2)

< <https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/html/n2110000.html> >(1 月 21 日閲覧)

次に、発達障害を有する在院者に対する指導、支援方法の改善案である。発達障害者支援法では、2016年度の改正により個別指導計画書の作成の推進がその内容に盛り込まれた。なお、同年に障害者差別解消法も施行され、障害のある子どもが他の子どもと平等に学べるよう、国公立学校が「合理的配慮」をすることが義務化された。¹²このように発達障害者に対し特別な措置がとられるべきであるとされているなか、そのような教育方法はとりわけ集団行動を基本としている少年院において不十分になってしまうのではないか。そこで私は、発達障害を有する在院者の支援に特化した少年院の設立、もしくは受け入れ態勢の整えられた少年院の確立。また、ハーフウェイ・ハウス導入が必要だと考える。

発達障害と言ってもその特性、程度は人それぞれである。その個別的な対応を十分に行うためには、少人数制での教育が適切だ。そこで、発達障害者が集中できる環境がその都度整えられるような、基本の集団生活が少人数単位である少年院の設立。または、愛知少年院のような、既に発達障害者の多い少年院を今以上に発達障害者に対する指導に応じた環境の拡充が必要である。

次に、ハーフウェイ・ハウス制度についてである。ハーフウェイ・ハウスは、犯罪歴や薬物使用障害を持つ人々が、社会に復帰し、より良いサポートやケアを行うために必要なスキルを学ぶための施設である¹³。完全に自立した生活と、入居者の移動や自由が厳しく制限されている入院患者や介護施設の中間に位置するため、「中間住宅」とも呼ばれている。1840年代の禁酒運動以来、アメリカを最初に、イギリスやカナダでも使用されてきた。アメリカの在宅患者は2つのモデルに通称分類される。一つのモデルでは患者は入院時に障害の種類、社会復帰能力、社会復帰までの予想時間に関して分類され、彼らは軍事基礎訓練で使われるようなオープンベイの同性寮に入り、50人から100人の住民が体育館のような環境で同時に同じ訓練を受ける。患者のスキルレベルが向上し、支援サービスへの依存が薄れるにつれて、寮のメンバーの数は減少し、自分のアパートに入居できるようになる前の最終段階では、患者は寮で生活する傾向があるとされる。もう一つのモデルではこれを逆転させ、新しい患者は個室に入院し、マンツーマンのサービスとプログラムが提供され、自立が進むにつれて寮は大きくなり、退院する頃には上記の定員50名～100名の寮に住むこととなる。本来は、上記のように主には薬物使用障害等に使用されるような制度ではあるが、発達障害者についても健常者と比べ自立した生活を送ることが困難であるため、日常的な生活のサポートをカウンセリングと同時に行うことが可能であることから有効的であると考え。また、同様の制度にグループ・ホームがあり、こちらは一団となった4、5人から10人前

¹² NHK 福祉情報サイト ハートネット 2018年3月30日 「発達障害の子どもたち 学校での合理的配慮とは？」

< <https://www.nhk.or.jp/heart-net/article/8/> > (1月21日閲覧)

¹³ Academic Accelerator 「ハーフハウス Halfway House」

< <https://academic-accelerator.com/encyclopedia/jp/halfway-house> > (1月21日閲覧)

後の少年を収容し、家庭的な雰囲気の中で、職員が管理人あるいはカウンセラーとして少年の保護にあたっている。¹⁴人数の点を考えるとグループ・ホームの方が適しているのではないかと考えられる。たしかに、収容人数は本来の50名～100ではなく、4、5人から10人前後を検討すべきである。しかしながら、グループ・ホームに比べハーフウェイ・ハウスは、専門の職員が学習プログラムの手配、求職活動の援助、カウンセリングなど各種の処遇プログラムを実施していることから、より手厚い支援が受けられる。そして、自立の段階に応じて住む環境を段階的に変えられる点も、グループ・ホームと違う点である。また、収容されている少年は、グループ・ホームと同様に通学、通勤、通院あるいは文化的行事参加などを通じて、地域社会と頻繁に接触している。収容される少年は放任・要扶助少年等が中心であるが、そのほかに、施設を出ても適当な居住先がない少年も収容されることがある。先述したように発達障害者と非行の関係は、虐待やいじめを受けたりしたこと社会に対する不信感が増し、その結果取った行為が犯罪や非行と呼ばれるというふうになるのではないかとされている。上記の活動を通じて地域社会と頻繁に接触していき社会に受け入れられることや、自分と同じような内容で悩んでいる者が多くいるのを知ることが、孤独感や不信感を取り除くことにつながる。そして、他者との関わり方について学習することが可能であることも、ハーフウェイ・ハウスの利点である。

以上が私の課題点に対する改善案である。

6 最後に

少年院において、自立した社会の一員となるように、矯正教育及び様々な支援法が行われている。現状において十分に機能しているが、課題点、懸念すべき事項は未だいくつもある。今回は、職業指導、就労支援についてと発達障害のある在院者への指導、支援について検討してきたが、私語厳禁のルールは果たして適切であるのか、学習意欲の高い在院者に対する教科指導の充実化等、今後も研究していきたいと考える。多くの者が収容されている少年院では、その都度問題が起こる可能性が高いが、できるだけとりこぼすことなく再犯防止の効果を高められるように是正されていくことを期待したい。

¹⁴ 法務省 「アメリカにおける少年非行の動向と少年司法制度」第2/2/(4)/イ/(ウ)
< <https://www.moj.go.jp/content/000076113.pdf> > (1月21日閲覧)